

三鷹市教育委員会

用務員（市立学校勤務）募集要項

（令和8年11月任用）

1 職名・受験資格・募集人員

職 名	受 験 資 格	募集人員
用 務 員	健康で継続的に勤務ができる方	2 人

※ 用務員は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員です。

※ 次に該当する方は受験することができません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 三鷹市を懲戒免職になり、その日から2年間を経過していない者

ウ 日本国憲法施行の日以後に、日本国憲法や政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 申込手続

(1) 申込期間

令和8年9月11日(金)～令和8年10月7日(水) ※期間内に必着

(2) 提出書類

次の応募書類を三鷹市教育委員会事務局教育部総務課に持参（土・日・祝日を除き、午前9時～午後5時）または郵送（期間内に必着）により、提出してください。

ア 受験申込書兼履歴書

受験申込書兼履歴書は本市ホームページでダウンロードするか、三鷹市教育委員会事務局教育部総務課窓口で入手してください。必要事項は自筆し、写真は縦4cm×横3cm、最近6か月以内に撮影したものを貼付してください。

イ 作文

テーマ：「私の職業観と用務員の仕事を通じて実現したいこと」

字 数：400字詰原稿用紙2枚程度

(3) その他の注意事項

ア 受験申込書兼履歴書等に不備があるため、申込期間内に申込みが終了せず受験できない場合や、郵便による問題等により手続ができなかった場合は、三鷹市教育委員会は一切責任を負いません。

イ 任用試験に関する提出書類は、一切お返しいたしません。

ウ 取得した個人情報、任用試験及び任用事務の目的以外には使用しません。

3 選考方法

(1) 第1次選考 作文選考

(2) 第1次選考後の日程等

	第1次選考合格者の 発 表 時 期	第2次選考 の 実 施 時 期	最終合格者の 発 表 時 期
日 程	10月上旬	10月中旬	10月下旬

※ 第2次選考は、第1次選考合格者に対して面接試験により行います。面接試験の詳細については、第1次選考合格通知でお知らせします。

※ 各日程については、都合により変更になることがあります。

4 任 用

欠員及び事務事業の都合等に応じて、**令和8年11月1日以降**順次任用します。

5 任用者の勤務先及び業務内容

- (1) 勤務先
三鷹市立小学校又は中学校
- (2) 業務内容
学校敷地内の整備、交換便文書等の受渡し、来客・来賓の接待、校舎内の清掃、校舎・校具等の修繕など

6 その他の勤務条件

任 用 期 間	任用日から令和9年3月31日まで 規定により公募によらない再度の任用をすることがあります。
勤 務 時 間	月～金曜日のうち、週1～4日、週実働7.75～31時間 午前8時15分から午後5時までの間で1日実働7.75時間 (休憩時間は45分又は1時間で、勤務する学校により異なります。) ※所属長の命により、必要な場合には時間外勤務が生じる場合があります。
休 暇 等 (令和8年4月時点)	(有給) 年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、出生サポート休暇、 産前産後休暇、母子保健休暇、妊婦通勤時間、出産介護休暇、 育児参加休暇、慶弔休暇、事故休暇、夏季休暇 (無給) ドナー休暇、妊娠障がい休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、 健康管理休暇、短期介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、 育児休業、部分休業
社 会 保 険 労 働 保 険	《週3日及び4日勤務の場合》 共済組合・厚生年金保険・雇用保険・労働者災害補償保険の適用あり 《週1日及び2日勤務の場合》 労働者災害補償保険の適用あり

7 報酬及び手当

- (1) 報酬 (月額報酬以外に、別途交通費を月150,000円以内で支給します。)
月額47,326円～189,306円 ※令和8年4月実績
- (2) 期末手当・勤勉手当
一定の要件を満たす場合に、期末手当・勤勉手当を支給します。
※ 常勤職員の給与改定等の状況により、報酬及び手当は改定される場合があります。

8 郵送申込先及び問い合わせ先

三鷹市教育委員会事務局 教育部総務課総務係
〒181-8505 東京都三鷹市下連雀九丁目11番7号
電話番号 0422-29-9811 (直通)
三鷹市ホームページ <https://www.city.mitaka.lg.jp/>